

○北九州市及び各区選挙管理委員会会議の傍聴に関する要領

令和4年3月14日

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市選挙管理委員会規程（昭和38年4月1日選管告示）第3章及び北九州市各区選挙管理委員会規程第3章（昭和49年4月1日各区選管告示）に規定する北九州市選挙管理委員会及び北九州市各区選挙管理委員会の会議（以下「会議」という）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催当日の会議開始予定時刻の15分前までに傍聴申請書に自己の氏名その他必要な事項を記入して傍聴の申し込みを行わなければならない。

2 傍聴を許可された者は、係員の指示に従って入室し、所定の場所で傍聴しなければならない。

3 傍聴人の定員は、4人とする。ただし、北九州市選挙管理委員会委員長（以下「市選管委員長」という）及び北九州市各区選挙管理委員会委員長（以下「区選管委員長」という）は、必要があると認めるときは、別に定員を定めることができる。

4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合にあっては、委員会が招聘した参考人や報道関係者等市選管委員長及び区選管委員長が特に必要と認める者を除き、傍聴申請書の受付番号順にくじを引き傍聴人を決定するものとする。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 危険物、議事の妨害となる器物その他人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

(3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、ビラ等示威的行為のために利用する物を携帯している者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市選管委員長及び区選管委員長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 飲食又は喫煙をしないこと。

(2) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 携帯電話等の通信機器、その他音や光を発する機器の電源を切ること。

(4) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。

(5) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと（特に市選管委員長及び区選管委員長が認めた場合を除く。）。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(会議の非公開)

第5条 市選管委員長及び区選管委員長が会議を非公開とする決定をしたときは、傍聴人は退場しなければならない。

(退場命令)

第6条 市選管委員長及び区選管委員長は、傍聴人がこの規則に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、これを注意し、これを改めないときは退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに会場から退場しなければならない。

3 退場させられた傍聴人は、当日、再び会議を傍聴することができない。

(その他)

第7条 前各条に定めるもののほか、市選管委員長及び区選管委員長が必要と認めるときは、傍聴を制限し、又は禁止することができる。

2 この要領に定めるほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市選管委員

長及び区選管委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。